議案第１４号　小松島市消防団員等の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例について

《改正の趣旨》

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の改正を受け、扶養親族のある消防団員等の補償基礎額にかかる加算について、配偶者にかかる加算額を引き下げる一方、２２歳に達する年度の３月３１日までの間にある子にかかる加算額を引き上げる等の改正を行うもの。

小松島市消防団員等の公務災害補償に関する条例(昭和43年小松島市条例第10号)新旧対照表

現行	改正後（案）	備考
(公務災害補償を受ける権利) 第3条　消防団員が公務により死亡し，負傷し，若しくは疾病にかかり，又は公務による負傷若しくは疾病により死亡し，若しくは障害の状態となったとき，又は消防法第25条第1項若しくは第2項(同法第36条　　において準用する場合を含む。)若しくは第29条第5項(同法第30条の2及び第36条　　において準用する場合を含む。)の規定により消防作業に従事した者(以下「消防作業従事者」という。)若しくは同法第35条の10第1項の規定により救急業務に協力した者(以下「救急業務協力者」という。)，水防法第24条の規定により水防に従事した者(以下「水防従事者」という。)又は災害対策基本法第65条第1項(同条第3項(原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)第28条第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)において準用する場合及び原子力災害対策特別措置法第28条第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定若しくは	(公務災害補償を受ける権利) 第3条　消防団員が公務により死亡し，負傷し，若しくは疾病にかかり，又は公務による負傷若しくは疾病により死亡し，若しくは障害の状態となったとき，又は消防法第25条第1項若しくは第2項(これらの規定を同法第36条第8項において準用する場合を含む。)若しくは第29条第5項(同法第30条の2及び第36条第8項において準用する場合を含む。)の規定により消防作業に従事した者(以下「消防作業従事者」という。)若しくは同法第35条の10第1項の規定により救急業務に協力した者(以下「救急業務協力者」という。)，水防法第24条の規定により水防に従事した者(以下「水防従事者」という。)又は災害対策基本法第65条第1項(同条第3項(原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)第28条第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)において準用する場合及び原子力災害対策特別措置法第28条第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定若しくは	改正 改正

災害対策基本法第65条第2項において準用する同法第63条第2項の規定により応急措置の業務に従事した者(以下「応急措置従事者」という。)が消防作業若しくは水防作業(以下「消防作業等」という。)に従事し，若しくは救急業務に協力し，又は応急措置の業務に従事したことにより，死亡し，負傷し，若しくは疾病にかかり，又はその負傷若しくは疾病により死亡し，若しくは障害の状態となったときは，市長は公務災害補償を受けるべき者に対して，その者がこの条例により公務災害補償を受ける権利を有する旨を速やかに通知しなければならない。	災害対策基本法第65条第2項において準用する同法第63条第2項の規定により応急措置の業務に従事した者(以下「応急措置従事者」という。)が消防作業若しくは水防作業(以下「消防作業等」という。)に従事し，若しくは救急業務に協力し，又は応急措置の業務に従事したことにより，死亡し，負傷し，若しくは疾病にかかり，又はその負傷若しくは疾病により死亡し，若しくは障害の状態となったときは，市長は公務災害補償を受けるべき者に対して，その者がこの条例により公務災害補償を受ける権利を有する旨を速やかに通知しなければならない。	
(補償基礎額)	(補償基礎額)	
第5条　(略)	第5条　(略)	
2　(略)	2　(略)	
3　次の各号のいずれかに該当する者で，消防団員又は消防作業従事者，救急業務協力者，水防従事者若しくは応急措置従事者(以下「消防団員等」という。)の死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断により死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断により疾病の発生が確定した日において，他に生計のみちがなく主として消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし，扶養親族のある消防団員等については，前項の規定による金額に，第1号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿に該当する扶養親族については333円を＿＿＿＿＿＿，第2号に該当する扶養親族については1人につき267円(消防団員等	3　次の各号のいずれかに該当する者で，消防団員又は消防作業従事者，救急業務協力者，水防従事者若しくは応急措置従事者(以下「消防団員等」という。)の死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断により死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断により疾病の発生が確定した日において，他に生計のみちがなく主として消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし，扶養親族のある消防団員等については，前項の規定による金額に，第1号又は第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円を，第2号に該当する扶養親族については1人につき＿＿＿＿＿＿＿＿	追加 改正 削除

に第1号に該当する者がない場合には，そのうち1人については333円)を，第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円(消防団員等に第1号に該当する者及び第2号に該当する扶養親族がない場合には，そのうち1人については300円)を，それぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。 (1)～(6)　(略) 4　(略)	333円を，それぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。 (1)～(6)　(略) 4　(略)	削除